

カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、カレー業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「カレー」とは、カレー粉及びカレールウをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、カレーを製造し、又は輸入して販売することを業とする者及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引する手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するカレーの取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(景品類提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて当該景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、</p>	<p>第1条 規約第2条第1項に規定する「カレー粉（純カレー、生カレー又はカレーパウダーともいう。）」とは、香辛料（カルダモン、メース、ナツメグ、クミン、ターメリック、コリアンダー等）を製粉混合したものをいい、「カレールウ」とは、カレー粉に小麦粉類、油脂及び調味料等を加えて製造したものをいう。ただし、調理済みのものを除く。</p> <p>第2条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる者」とは、カレーの製造を他に委託して自己の商標又は名称を表示するものをいう。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の範囲</p> <p>2 事業者は、カレーの販売を業とする者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(協議会)</p> <p>第4条 カレー業全国公正取引協議会（以下「協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容を周知徹底させること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(6) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第5条 協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 協議会は、第1項の規定により警告をし、又は前項の規定により違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく消費者庁長官に報告</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第7条 協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規則の変更の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>